

- ・ **市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について**
- ・ **担い手の育成について（市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組）**

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

1

市町村長申立ての適切な実施と 成年後見制度利用支援事業の推進について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和４年３月25日閣議決定）

（P58）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

４ 優先して取り組む事項

（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

② 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 市町村長申立ては、一部の市町村において適切に実施されておらず、例えば、申立てまでに長期間待たされることが常態化し、必要に迫られ本人が申立手続を行うことが難しいにもかかわらず無理に本人申立てをせざるを得ないなど、その実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充を進める必要がある。加えて、市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備も必要である。特に、身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援において、適切に市町村長申立てを実施することが期待される。また、虐待等の事案については、積極的に市町村長申立てを活用する必要がある。
- ・ 都道府県には、市町村職員、中核機関職員及び日常生活自立支援事業に関係している職員に対して、市町村長申立てに関する実務を含めた研修を実施することが期待される。
- ・ 都道府県には、例えば、都道府県における市町村支援等の助言の担い手として国が養成する専門アドバイザーを活用することなどにより、市町村長申立てを適切に実施していない市町村に個別の働きかけを行うことが期待される。
- ・ 国は、都道府県が継続的に研修を実施することができるよう、都道府県職員向け研修の拡充や、**市町村長申立てに係る各自治体の要綱やマニュアル等に関する好事例の提供など必要な方策を講じる。**
- ・ 国は、「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の結果を踏まえた通知に基づき、虐待事案等迅速な対応が必要な場合における親族調査の基本的考え方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための申立基準について、市町村職員の理解を進めるなどの対応を行う。加えて、実施状況等といった市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

（P16～17）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

（2）適切な後見人等の選任・交代の推進等

③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

イ 成年後見制度利用支援事業の推進等

- ・ 低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。
- ・ そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。
- ・ 国は、上記の観点から、**市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。**また、上記アにより早期に考え方が整理されることが期待される適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、市町村が行う同事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。
- ・ 国は、被後見人等を当事者とする民事裁判等手続を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等を踏まえ、法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

1. 事業名

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「成年後見制度における市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」

2. 事業実施団体

一般財団法人日本総合研究所

3. 事業概要

全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、「市町村長申立て」の適切な実施や「成年後見制度利用支援事業」の積極的な実施が重要である。しかし、市町村長申立ての実施状況や、成年後見制度利用支援事業の運用状況については、市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、本事業では、以下について取り組む。

①「市町村長申立て」

- ・ 全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例等の把握
- ・ 好事例のとりまとめ・紹介や、各自治体が参考となるような取組の提案

②「成年後見制度利用支援事業」

- ・ 全国の成年後見制度利用支援事業の実施状況や未実施理由等の把握
- ・ 事業の推進につながる留意事項の整理

4. 検討体制

学識者	大学教授
専門職	弁護士、司法書士、社会福祉士
自治体	都道府県、指定都市、中核市、町村
オブザーバー	厚生労働省老健局、社会・援護局、最高裁判所事務総局家庭局

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について（令和5年5月30日付事務連絡）

1 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等の整備について

- 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等については、調査研究事業の調査結果では、多くの市町村で整備されているものの、未整備の市町村も確認された。市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切かつ迅速な実施及び組織的な対応を図るため、**未整備市町村においては、要綱等の整備に向けた検討**をいただきたい。
（参考）調査研究事業報告書 P86～101、P104～108、P117～120、P126～134、P137～146、P152～165
- また、同報告書において、自治体が作成した市町村長申立マニュアルを掲載しているので、これらを参考としつつ、**マニュアル等の作成・周知等、適切な実施に向けた検討**を行っていただきたい。
（参考）調査研究事業報告書 P171～177「成年後見制度 市町村長申立マニュアル（新潟県・新潟県社会福祉協議会）」

2 市町村長申立てに係る申立基準の原則を踏まえた適切な運用について

- 市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則については、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）においてお示したところであり、調査研究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる案件を本通知により円滑に調整できた事例が確認された一方で、本通知でお示した原則が当該市町村の要綱に反映されていないことなどから調整が困難であった事例についても確認された。
- 各市町村においては、**本通知の原則を踏まえた適切な運用**を行うとともに、本通知の原則について**各市町村が定める要綱等へ反映がされているか確認し、反映がされていない場合には要綱等の見直しを検討**いただきたい。
- 住所と居所が異なる市町村である場合のほか、例えば、グループホーム等に入居している者であって、住所と居所は同一市町村であるものの、保険者や支給決定市町村が当該グループホーム等への入居前の市町村である場合についても、上記通知の申立基準の原則の考え方を踏まえて対応いただきたい。

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

3 成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直しについて

- 第二期基本計画のＫＰＩでは、市町村は成年後見制度利用支援事業について、令和６年度末までに適切な実施のための必要な見直し等を検討することとされている。これまで同事業の適切な実施について繰り返し周知を図ってきたところであるが、調査研究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる事案において、一方が報酬助成の要件を限定しているために調整が難航した事例が確認された。
- 各市町村においては、第二期基本計画のＫＰＩや上記調査結果を踏まえ、
 - ・ 未実施市町村においては、当該事業を実施すること
 - ・ 市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
 - ・ 費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
 - ・ 後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすることについて検討いただきたい。

4 成年後見制度利用支援事業の周知・広報について

- 調査研究事業において実施されたヒアリング調査において、成年後見制度利用支援事業の内容や申請書についてホームページに掲載し、周知・広報を行った結果、専門職等の理解が進み、市町村が実施している施策の共有が進んだ等、周知・広報の効果が確認された事例があった。
- 各市町村においては、上記事例を参考とし、成年後見制度利用支援事業の内容等についてホームページ掲載により広く周知・広報を行うことや、関係者間で共有する仕組みの構築について検討いただきたい。

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

5 都道府県による広域的な見地からの市町村に対する支援について

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第15条においては、都道府県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする旨が規定されている。
- 調査研究事業において実施されたヒアリング調査においては、都道府県が管内市町村の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等を集約・一覧化し、助言等を行うことにより、助成対象となる申立類型の統一が図られた事例があった。
- 各都道府県においては、上記事例や次項の好事例等を参考とし、**広域的な見地からの市町村支援**を検討いただきたい。

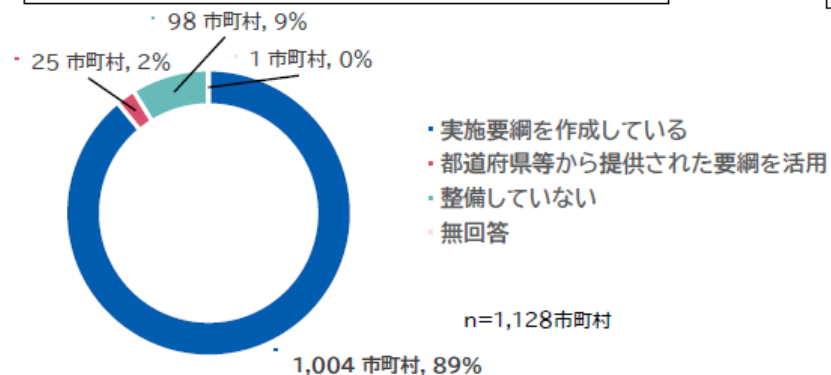
6 好事例自治体の取組について

- 調査研究事業では、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の全国の実施状況や好事例等の把握を行うとともに、有識者や専門職、自治体関係者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、参考事例集をとりまとめた。
- 参考事例集では、市町村の取組として、
 - ・市町村長申立てを含めた適切な支援につなげる仕組の整備
 - ・支援策の検討を効率的に行うためのチェックシートの作成・活用
 - ・専門職へ相談・助言を受ける体制の整備
- 都道府県の取組として、
 - ・管内市町村の状況を把握した上での個別市町村毎の伴走支援
 - ・市町村長申立マニュアルやモデル要綱の作成・周知
 - ・市町村職員や相談窓口を担う職員を対象とした研修の実施等について盛り込んでいる。
- 各市町村及び各都道府県においては、**地域の実情に応じた取組や体制整備等を検討する際の参考として活用**いただきたい。

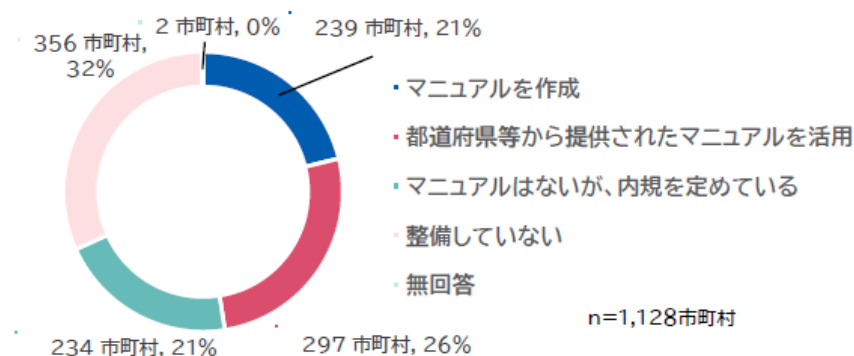
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

要綱等の整備状況（調査研究事業アンケート調査結果）高齢者

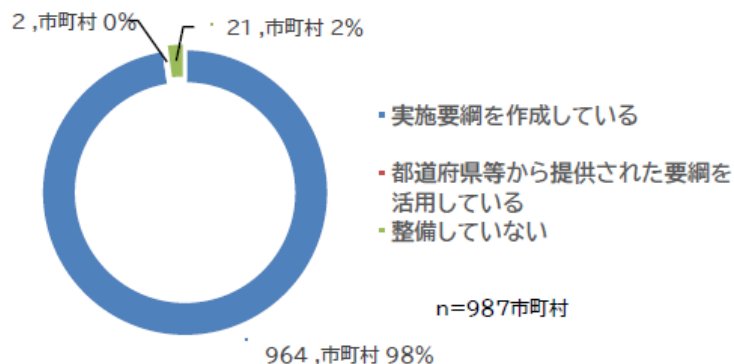
図①市町村長申立てに関する要綱等の整備状況



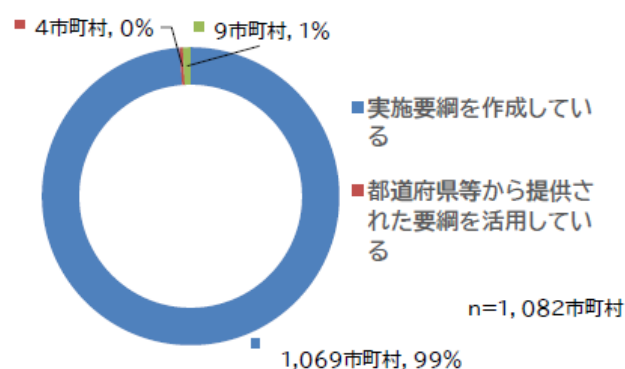
図②市町村長申立てに関するマニュアル・内規等の整備状況



図③申立費用助成に関する実施要綱の整備状況



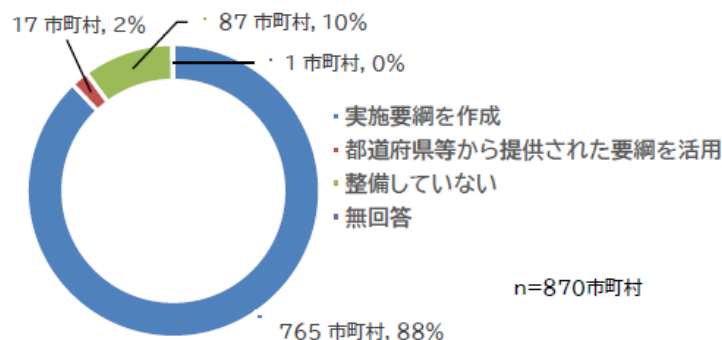
図④報酬助成に関する実施要綱の整備状況



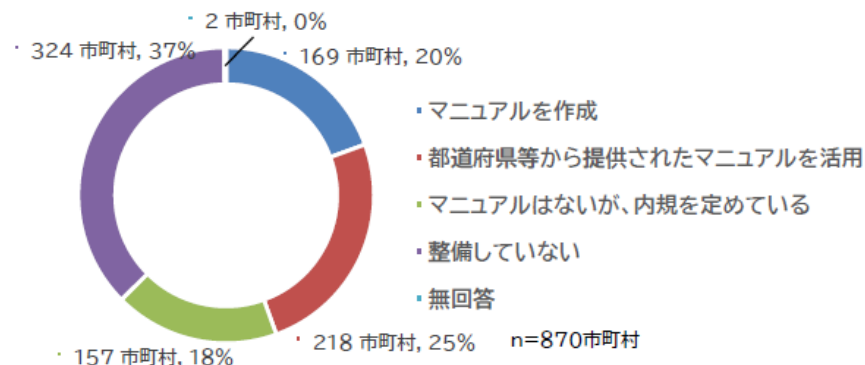
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

要綱等の整備状況（調査研究事業アンケート調査結果）障害者

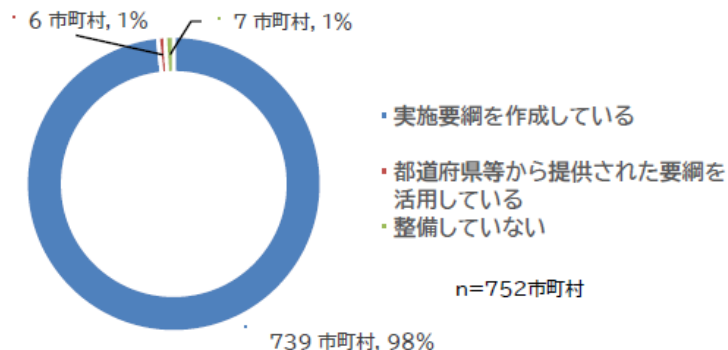
図①市町村長申立てに関する要綱等の整備状況



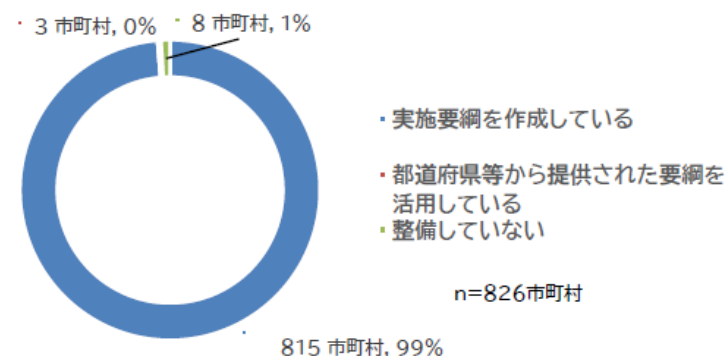
図②市町村長申立てに関するマニュアル・内規等の整備状況



図③申立費用助成に関する実施要綱の整備状況



図④報酬助成に関する実施要綱の整備状況



市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

市町村長申立てに関する自治体間での調整状況（調査研究事業アンケート調査結果）高齢者

図15市町村長申立てに関し、複数の自治体間で調整を要した事例の有無

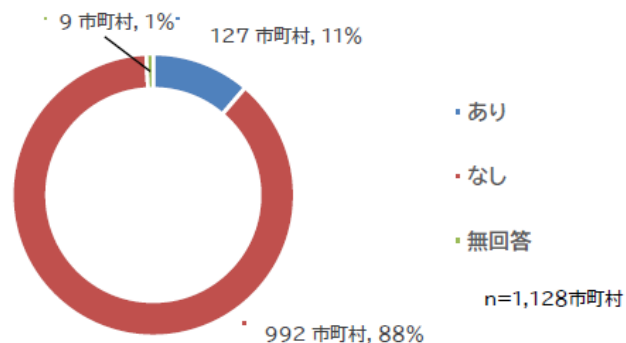
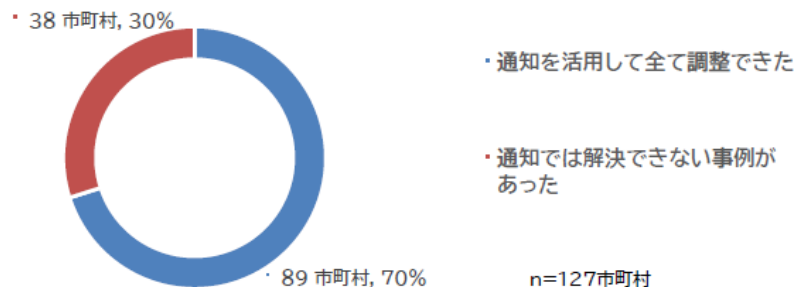


図16上記の事例のうち、令和3年11月26日付け通知※の活用状況



※令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

市町村長申立てに関する自治体間での調整状況（調査研究事業アンケート調査結果） 障害者

図15市町村長申立てに関し、複数の自治体間で調整を要した事例の有無

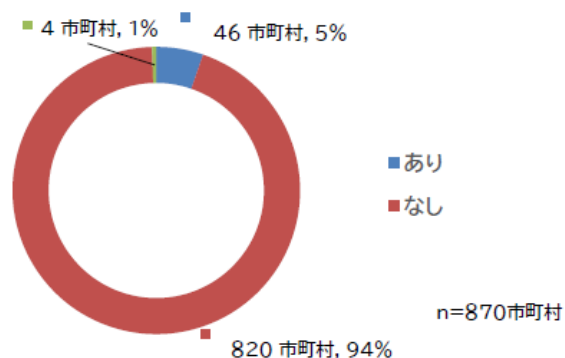
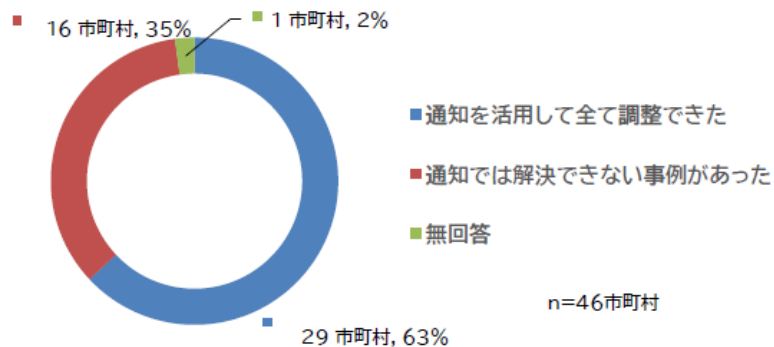


図16上記の事例のうち、令和3年11月26日付け通知※の活用状況

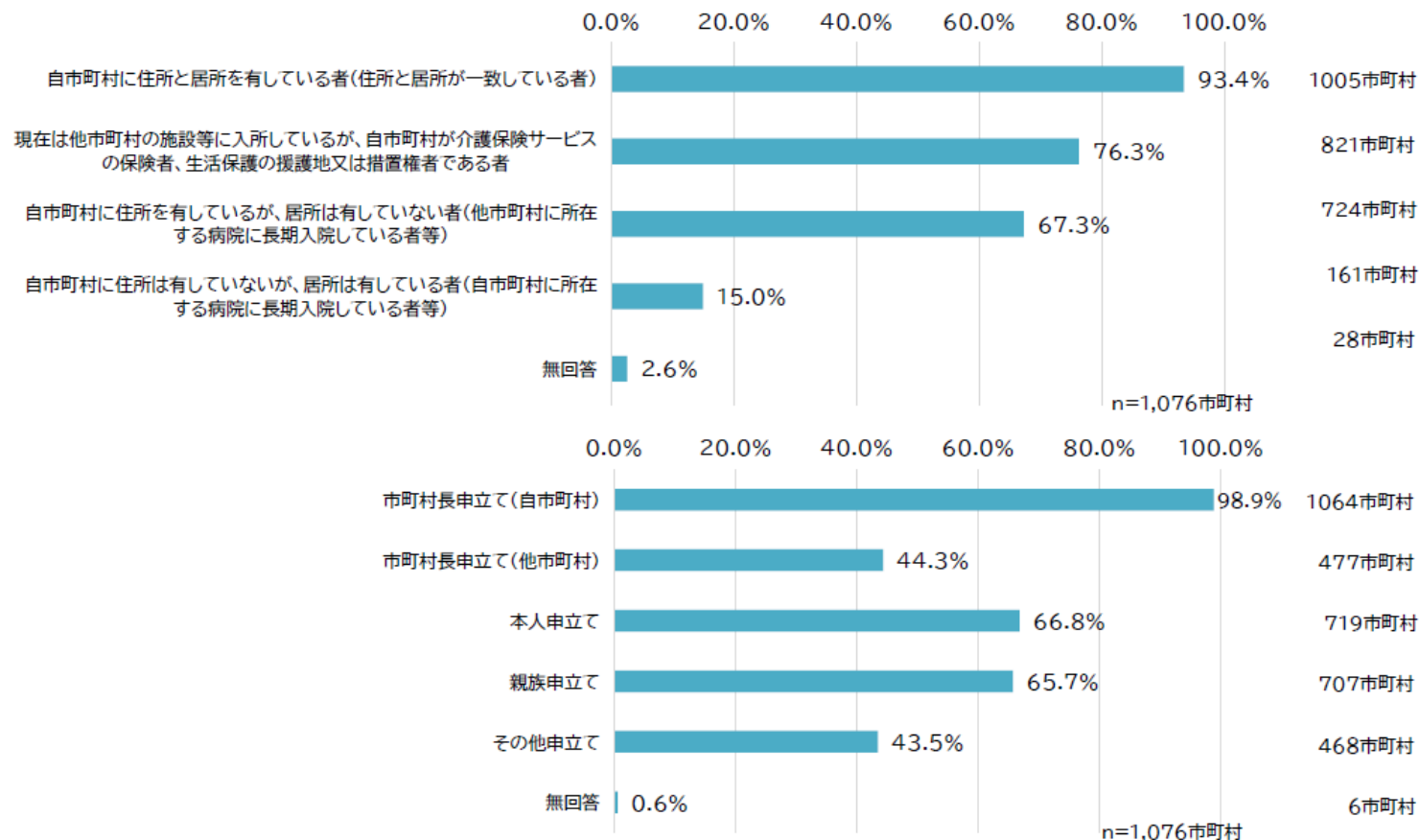


※令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

報酬助成の対象者（調査研究事業アンケート調査結果）高齢者

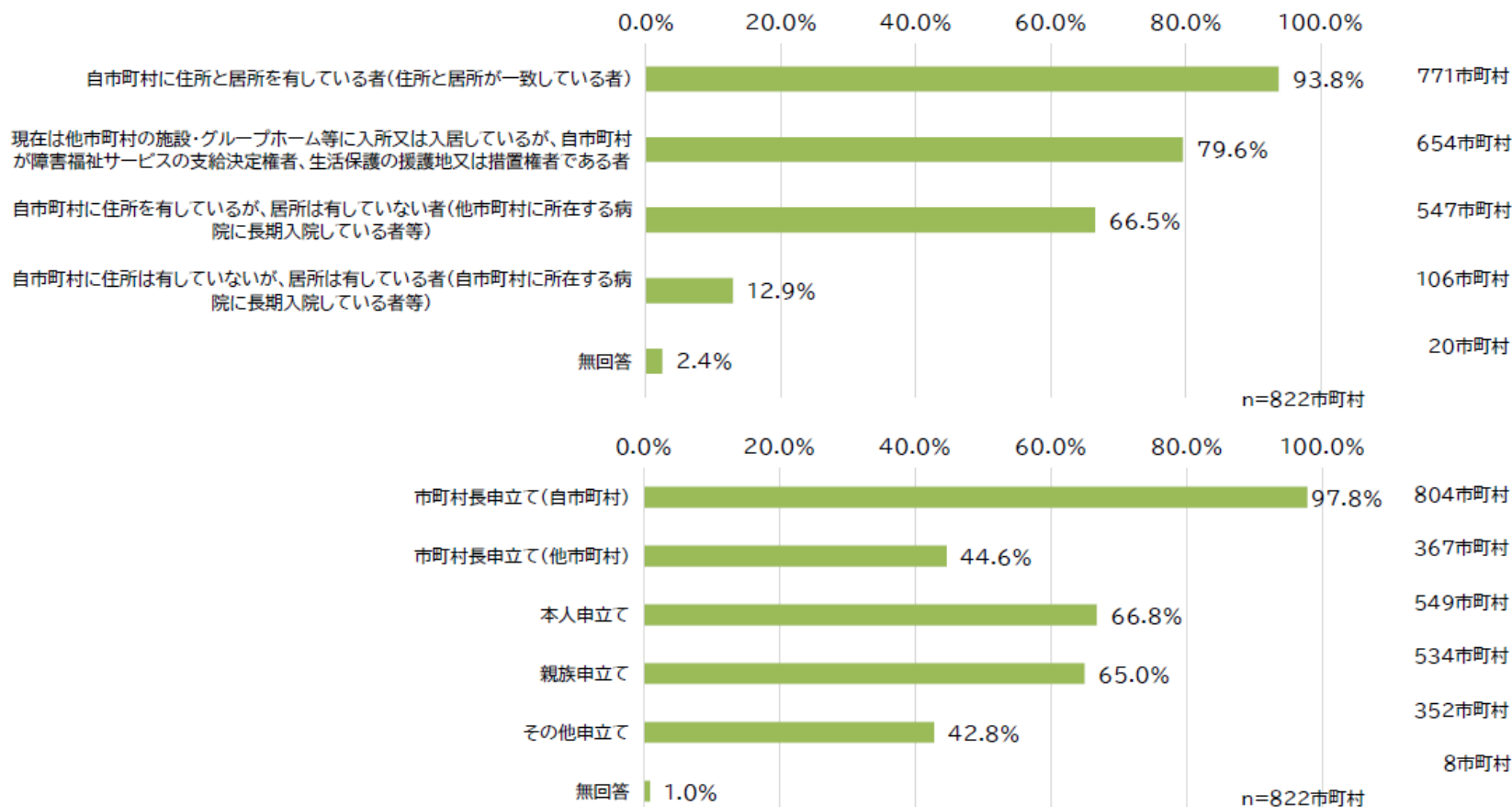
図②①報酬助成の対象としている者



市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

報酬助成の対象者（調査研究事業アンケート調査結果）障害者

図② 報酬助成の対象としている者



市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

市町村長申立ての実施状況

厚生労働省「令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」

年度	市町村長申立ての実績がある市町村数	実施件数			
		全体	内訳		
			高齢者	知的障害者	精神障害者
令和3年度実績	1,129	9,008	7,608	676	724
令和2年度実績	1,112	9,062	7,547	759	756
令和元年度実績	1,042	7,962	6,675	655	632

成年後見制度利用支援事業の実施状況（高齢者）

年度	助成制度あり	申立費用助成及び報酬助成	申立費用のみ	報酬助成のみ	助成制度なし
令和4年度	1,699	1,602	11	86	42
令和3年度	1,690	1,575	16	99	51
令和2年度	1,660	1,508	25	127	81

成年後見制度利用支援事業の実施状況（障害者）

年度	助成制度あり	申立費用助成及び報酬助成	申立費用のみ	報酬助成のみ	助成制度なし
令和4年度	1,703	1,605	15	83	38
令和3年度	1,682	1,565	20	97	59
令和2年度	1,650	1,504	30	116	91

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

厚生労働省「令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」

成年後見制度利用支援事業の実施状況（高齢者）

※制度の対象（申立人、類型、資力の状況）

年度	申立人				類型			資力の状況	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	の生活保護	以外生活も保護可
令和4年度	1,699	1,116	1,095	880	1,699	1,685	1,683	21	1,678
令和3年度	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	23	1,667
令和2年度	1,640	871	832	662	1,655	1,624	1,620	71	1,588

成年後見制度利用支援事業の実施状況（障害者）

※制度の対象（申立人、類型、資力の状況）

年度	申立人				類型			資力の状況	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	の生活保護	以外生活も保護可
令和4年度	1,702	1,118	1,093	873	1,703	1,686	1,684	16	1,687
令和3年度	1,680	1,063	1,030	893	1,681	1,668	1,666	31	1,651
令和2年度	1,624	855	812	653	1,634	1,598	1,594	77	1,573

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

1. 目的

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用及び成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施に係る費用を交付する。

(1)成年後見制度の利用に要する費用に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
 - ・ 後見人等の報酬

(2)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を実施する団体の紹介等

3. 実施主体

市町村（負担割合：国 38.5／100 都道府県 19.25／100 市町村 19.25／100 1号保険料 23／100）

4. 令和5年度予算

地域支援事業交付金 1,933億円 の内数（令和4年度予算：1,928億円）

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

3. 実施主体

市町村（補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内）

4. 令和5年度予算額

地域生活支援事業費等補助金 507億円の内数の内数（令和5年度予算：506億円）

2

担い手の育成について (市民後見人養成研修)

ひと、くらし、みらいのために

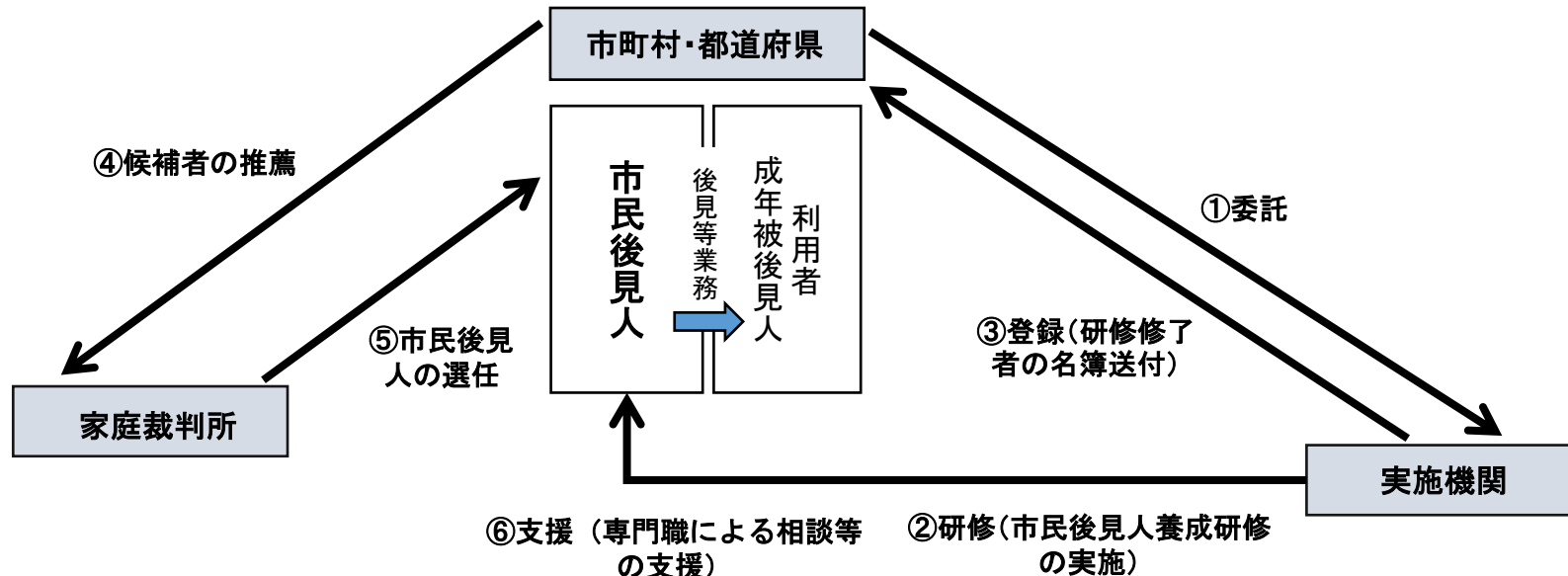


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

市民後見人は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等である。市民後見人は、成年後見制度の担い手という観点のほか、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点から養成を進めていく必要がある。

市民後見人養成のイメージ



担い手の育成について（市民後見人養成研修）

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

（P53）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

（2） 担い手の確保・育成等の推進

② 市民後見人の育成・活躍支援

イ 養成研修カリキュラムの見直し等

- ・ 国は、全国各地で市民後見人が育成され、育成された市民後見人が本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするため、**各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討**や、その他の推進策を進める。市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討を行う。
- ・ 都道府県・市町村には、上記の国の対応状況も踏まえつつ、都道府県・市町村が実施するカリキュラムの見直しや、市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくりを進めることが期待される。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知する。

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

1. 事業名

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業」

2. 事業実施団体

特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構

3. 事業概要

市民後見人は、成年後見制度の担い手の確保や、地域共生社会の実現のための人材育成という観点から一層養成を推進していく必要がある。しかし、市民後見人養成のための基本カリキュラムは、平成23年度に策定されて以降、改定が行われておらず、意思決定支援や身上保護の内容を含めるなど、より充実したカリキュラムの見直しを検討する。また、市民後見人養成研修を修了し、地域において権利擁護の支援をしている人の活躍の推進策の検討を行う。

① **市民後見人養成のための基本カリキュラムの改定**

② 市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、地域において広く権利擁護の支援を行っている人の活動状況等の調査を実施し、地域での活躍状況を整理。

4. 検討体制

有識者	大学教授
専門職	弁護士、司法書士、社会福祉士
自治体等	市町村、中核機関、権利擁護支援センター
オブザーバー	厚生労働省老健局、社会・援護局、最高裁判所事務総局家庭局

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

改定

市民後見人※ 養成のための基本カリキュラム

※ここでの「市民後見人」には、「市民」の立場で地域の権利擁護に関わるさまざまな人たち（法人後見の支援員や、日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護サポーター・意思決定サポーター等）が含まれます。必ずしも家庭裁判所からの選任を要件とはしていません。

合計 50 単位 = 39 単位（講義・実務・演習） + 11 単位（体験学習+レポート作成）

補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

基礎研修 25 単位／1500 分

◆市民後見概論 1.5 単位／90 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論 ※市町村責任、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業含む	1.5 単位	90 分

◆意思決定支援 3 単位／180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	意思決定支援	意思決定支援	3 単位	180 分

◆対象者理解 5 単位／300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
3	対象者理解	高齢者の理解	1 単位	60 分
4		認知症の理解	1.5 単位	90 分
5		障害者の理解	2.5 単位	150 分

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

◆成年後見制度の基礎 3.5 単位／210 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
6	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
7		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1 単位	60 分
8		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5 単位	30 分
9		権利擁護支援と市町村責任	0.5 単位	30 分

◆民法の基礎 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
10	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
11		財産法	1 単位	60 分

◆関係制度・法律（当該市町村・地域の取組現状）（Ⅰ）5 単位／300 分（Ⅱ）3 単位／180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
12	関係制度・法律（Ⅰ） （（当該市町村・地域の取組現状）	介護保険制度	1.5 単位	90 分
13		高齢者施策／高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
14		障害者施策／障害者虐待防止法	1.5 単位	90 分
15		障害者権利条約・障害者差別解消法	1 単位	60 分
16	関係制度・法律（Ⅱ）	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	1 単位	60 分
17		公的医療保険制度	0.5 単位	30 分
18		年金保険制度	0.5 単位	30 分
19		税務申告制度	0.5 単位	30 分
20		消費者保護	0.5 単位	30 分

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

◆市民後見活動の実際 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
21	市民後見活動の実際	中核機関等の実務と市民後見活動 に対するサポート体制	1 単位	60 分
22		現役市民後見人による実践報告	1 単位	60 分

実践研修 14 単位／840 分 +11 単位（体験実習・レポート作成）

◆対人援助の基礎 2.5 単位／150 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
23	対人援助の基礎	対人援助の基礎 ※権利擁護の理念を含む	2.5 単位	150 分

◆体験実習(フィールドワーク) 8 単位／1 日半+30 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5 単位	30 分
25	体験実習②	市民後見人の活動体験	2.5 単位	約半日
26	体験実習③	施設実習	5 単位	約 1 日

◆家庭裁判所の役割 1.5 単位／90 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
27	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際	1.5 単位	90 分

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

◆成年後見の実務 5単位／300分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
28	成年後見の実務	成年後見の実務	5単位	300分

◆課題演習（グループワーク） 5単位／300分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
29	課題演習	事例報告と検討	5単位	300分

◆レポート作成 3単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	レポート作成①	志望動機書（エントリーシート）	—	—
31	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位	—
32	レポート作成③	市民後見人像（どんな市民後見になりたいか）	1単位	—

補講※ 2単位／120分

※都道府県など広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」の補講を適宜行うイメージ

◆当該市町村・地域の現状 2単位／120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
33	当該市町村・地域の現状 (2単位／120分)	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5単位	30分
34		障害者施策への取組状況	0.5単位	30分
35		地域福祉への取組状況	0.5単位	30分
36		社会資源	0.5単位	30分

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

基本カリキュラムの位置づけ

- 市民後見人を養成するための最低限必要と考えられる科目等を「基本」として示したもの。
- 研修を実施する 各自治体において、地域の実情に応じてカリキュラムを検討する際の参考として活用いただくもの。

「市民後見人」の範囲

- 家庭裁判所から成年後見人等として選任されている人だけではなく、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点を踏まえ、市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な方達にも受講いただけるよう配慮を行った。
- 名称は「市民後見人」養成のための基本カリキュラムであるが、日常生活自立支援事業の生活支援員や、権利擁護サポーターなど権利擁護に関わる方を含んだものである。

基本カリキュラムの全体構成

- 合計50単位及び「基礎研修」「実践研修」という二段階構成は変更せず。
- 「補講」は、都道府県など広域開催する研修などで、制度・法律関係科目に関する一般的な事項について履修した後に、各市町村における事業計画やわがまちの各種取組の特徴などを、市町村研修において補足いただくことをイメージ。

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

基本カリキュラムの主な変更点

- 「意思決定支援」（3単位・180分）の科目を追加。厚生労働省WEBサイト「成年後見はやわかり」に、「後見人等を対象とした意思決定支援研修」コーナーがあり、研修資料や動画が公開されている。このような研修素材の活用を見込んでいる。
- 「地域共生（社会）」、「成年後見制度利用促進」、「障害者権利条約」、「障害者差別解消法」、「生活困窮者自立支援制度」等については、新たに科目として設けたり、既存科目の中に研修要素としれ取り入れた。
- 「消費者保護」について、「言及してもよい」という扱いから、新たに科目として位置付けた。
- 障害者の理解や施策に関する科目、「対人援助の基礎」の時間を増。
- 「成年後見の実務」の時間を減。

オンライン、オンデマンドの活用

- 同じ会場に通い、学びをともに行う過程がチーム形成の過程でもあり、対面研修が基本であるものの、受講される方々の裾野を広げ、様々な市民の方に学びの場を提供し、将来チームの一員となっていただくため、オンラインやオンデマンドの仕組みを活用することも可。

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

各自治体でカリキュラムを検討いただく際の留意事項

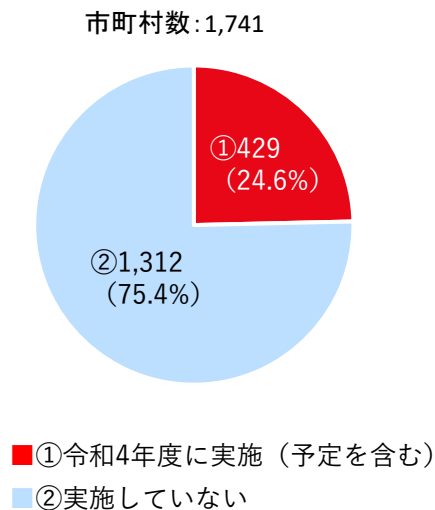
1. どのような人材を育成したいのかを明確にし、それを受講者に伝える
研修を主催する側が、まずどのような権利擁護支援人材を育成したいのかのビジョンを明確にする。
2. 受講者の意向を聞く
受講者や研修修了者の意向を聞く機会を設け、希望や適性などを見極める。
3. 研修受講後の活動の仕組みとセットで考える
研修修了後、修了者が地域での様々な権利擁護活動に関わることができるような仕組みを考える。
4. 研修修了後のアフターフォローも明確に伝える
研修修了後の活動意欲を維持向上させるため、修了者の連絡会や勉強会の開催等を検討し、修了者に周知する。
5. 「地域の権利擁護意識の醸成」を意識した研修を
本研修の実施が「地域の権利擁護意識の醸成」に寄与しているという自覚を持つ。

科目の互換性の考え方

- 他の市町村において市民後見人養成研修を受講した方が転入してきた場合の対応として以下が考えられる。
 - ・ 未修了の方は、当該市町村の研修を再受講していただく。
 - ・ バンク登録していた方等は、面接などによって適性を見極め、その後の対応を判断する。
- 制度・法律に関する項目など、どこの市町村で研修したとしても内容が、ある程度内容が担保される科目については、互換性を認めても良いと考えられる。

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

市民後見人等の養成等の実施状況 （市町村）



市民後見人の養成者数等

■ 市民後見人の養成者数（令和4年4月1日までの累計人数）
21,476人

うち 法人後見の支援員 2,375人
日常生活自立支援事業の生活支援員 2,881人
（令和4年4月1日時点）

■ 登録者数（令和4年4月1日時点）
8,446人

■ 成年後見人等の受任者数（令和4年4月1日時点）
1,716人

厚生労働省「令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

権利擁護人材育成事業

1. 目的

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

2. 事業内容

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・ 成年後見制度の利用に至る前の段階で介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や、成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う「市民後見人」の養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築
- ・ 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

3. 実施主体

都道府県（負担割合：国2／3 都道府県1／3）

4. 令和5年度予算

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数（令和4年度予算：137億円）

3

担い手の育成について (法人後見実施のための研修等に関する取組)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

（P55）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

（2） 担い手の確保・育成等の推進

③ 法人後見の担い手の育成・活躍支援

ア 基本的考え方

- ・ 法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される。
- ・ 一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要がある。第二期計画では、都道府県による育成も進めるものとする。

イ 法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等

- ・ 国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようにするため、「**法人後見実施のための研修カリキュラム**」を周知する。また、法人後見の活動・運営状況を調査し、法人後見の活動状況等の周知を行うほか、法人後見実施団体の活動を支援するために必要な方策を検討する。なお、「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知に当たっては、後見人等の選任が裁判事項であるため、一律の基準にあたるものではないことに留意しつつ、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等も併せて周知することが重要である。

（略）

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

（P55）

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

（2） 担い手の確保・育成等の推進

③ 法人後見の担い手の育成・活躍支援

ウ 都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、**法人後見実施のための研修を実施**することが期待される。また、市町村による候補者推薦や家庭裁判所の選任に資するよう、法人後見実施のための研修を修了した法人についての情報を、協議会において共有することも考えられる。都道府県が、法人後見実施団体が参加する連絡会を設けるなどの取組も、法人同士のつながりの支援において有効である。連絡会では、それぞれの法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組が考えられる。
- ・ 都道府県は、多様な団体が参加できるよう、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。家庭裁判所には、周知に協力することが期待される。

KPI（第二期成年後見制度利用促進基本計画）

別添2

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定	・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手(市民後見人・法人後見)の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等
	・都道府県における担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修の実施	・全47都道府県	都道府県における担い手(市民後見人・法人後見)の養成研修の実施				
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

都道府県による法人後見養成研修の推進について（令和5年2月9日事務連絡）

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

成年後見制度の担い手となる法人後見については、制度の利用者増に対応するための成年後見人等の担い手の確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事例への対応などの観点から、全国各地で取組を推進する必要があります。

また、担い手の確保・育成については、広域的な地域課題として、成年後見制度利用促進法第15条に基づく都道府県による取組が重要です。

令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、

- ・国による法人後見実施のための研修カリキュラムの周知や、
- ・都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

について盛り込まれたところです。（別添1）

あわせて、同計画の工程表において、都道府県による法人後見実施団体の育成方針の策定及び養成研修について、令和6年度末の数値目標（KPI）として全47都道府県での実施が設定されました。（別添2）

このような状況を踏まえて、国の令和5年度予算（案）においては、地域生活支援事業費等補助金のメニュー事業として、新たに都道府県が実施主体となる法人後見養成研修事業について盛り込んだところです。（別添3）

都道府県におかれては、同計画のKPIを踏まえ、令和6年度末までに法人後見の育成方針を策定するとともに、下記の点に留意の上、本補助金の活用等により法人後見養成研修の実施に取り組んでいただくようお願いします。

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

都道府県による法人後見養成研修の推進について（令和5年2月9日事務連絡）

研修の対象、内容等

- 1 研修の対象については、法人後見の立ち上げを推進するとともに、法人後見を適切に実施できる団体を養成する観点を踏まえ、
 - ・法人後見の実施を検討中の法人や関心のある法人など幅広く対象とした研修
 - ・法人後見を実際に担う（予定を含む）法人を対象とした専門的な研修について、地域における法人後見のニーズや担い手の状況等を踏まえて実施することが考えられる。

また、法人後見の実施団体としては社会福祉協議会による活動の更なる推進が期待されるが、一方で社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多いことから、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要があることに留意すること。

あわせて、法人後見を担う人材として市民後見人の活躍が期待されることから、市民後見人に専門的な立場から支援を行う職員を対象とした研修の実施についても検討する必要があることに留意すること。

なお、先行して実施する自治体における「法人後見養成に係る研修カリキュラム例」及び「家庭裁判所における後見人等として法人を選任する際の考慮要素（最高裁判所作成資料）」について、別添のとおり送付するので、法人後見養成研修のカリキュラムの検討に当たって参考としていただくようお願いする。（別添4・5）

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

都道府県による法人後見養成研修の推進について（令和5年2月9日事務連絡）

研修実施に当たっての関係機関との連携・協力

2 研修の実施に当たっては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体と連携するとともに、家庭裁判所が後見人等を選任していることを踏まえ、研修内容を家庭裁判所と情報共有することや、家庭裁判所に研修の講師として協力を依頼する等、家庭裁判所と連携・協力して実施することが望ましいこと。

法人後見推進の取組

- 3 都道府県においては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体、家庭裁判所と連携し、以下に掲げる取組を行う等により法人後見の取組を推進すること。
- ・ 法人後見養成研修を修了した法人の情報を成年後見制度の利用促進に係る協議会において共有
 - ・ 法人後見実施団体が参加する連絡会を設け、法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組を実施
 - ・ 連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対しても家庭裁判所と連携して周知

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

法人後見養成に係る研修カリキュラム例

別添 3

神奈川県 研修名称：法人後見担当者基礎研修・日常生活自立支援事業現任研修（令和4年度）

実施主体：神奈川県社会福祉協議会 成年後見推進センター

受講対象：市区町村・市区町村社協職員（市民後見人含む）、NPO法人等 法人後見受任団体職員

日程：オンライン配信

■法人後見担当者基礎研修～成年後見制度の概要と法人後見について～

目的：地域における成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度にかかる人材育成を目的とする

カリキュラム	内容等	講師
第1講：成年後見制度概論（60分）	成年後見制度の概要（法定後見制度、任意後見制度）	県弁護士会
第2講：法人後見の意義について（60分）	・法人後見の役割 ・法人後見事業や市民後見人が地域と関わる意義	社会福祉士
第3講：市町村長申立てについて（45分）	・市町村長申立ての実務 ・取組状況についての事例報告	市介護福祉課
第4講：市町村社協の法人後見について（45分）	・当該市社会福祉協議会の法人後見の仕組み ・市民後見人の養成・育成について ・取組状況についての事例報告	市社会福祉協議会

■法人後見担当者基礎研修～対人援助の基本と本人理解～

目的：対人援助の基本と障害について学び、日々の支援を振り返るとともに、本人のための財産管理・身上保護の取組を進める

カリキュラム	内容等	講師
第1講：障害の理解（認知症）（約90分）	・認知症について ・支援のポイント等	NPO法人
第2講：障害の理解（知的障害）（約90分）	・知的障害について ・意思決定を踏まえた支援のポイント等	社会福祉法人
第3講：障害の理解（精神障害）（約90分）	・精神障害について ・障害の捉え方について等	精神保健福祉士事務所
第4講：対人援助の基礎（意思決定支援）（90分）	・対人援助者の心構え ・意思決定支援の考え方について等	学識経験者

■法人後見担当者現任研修：本人死亡後の対応

目的：死後の事務に関連する知識を深め、成年後見制度にかかる人材育成を目的とする

カリキュラム	内容等	講師
第1講：成年後見制度における死後事務について（90分）	・相続に関する基礎知識 ・後見人における死後事務の対応範囲について ・相続人調査の実施方法について	県弁護士会
第2講：事例から学ぶ相続人調査（30分）	・当該市社会福祉協議会における法人後見の仕組み（事業体制・受任件数など） ・事例紹介	市社会福祉協議会

担当部署：神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

新潟県 研修名称：法人後見・権利擁護センター職員研修会（令和4年度）

目的：法人後見や権利擁護支援に携わる関係者が学びを深め、県内における権利擁護支援体制の整備及び支援の質の一層の充実に資すること

実施主体：新潟県、新潟県社会福祉協議会

受講対象：法人後見実施団体、市町村、中核機関、地域包括支援センター、相談支援事業所、法人後見を検討中又は関心のある法人等

日程：1日 10:00～16:30

カリキュラム	内容等	講師
行政説明 法人後見の必要性や法人後見事業の取組状況等について（20分）	・成年後見制度の利用状況 ・法人後見の必要性 ・第二期成年後見制度利用促進基本計画における法人後見 ・県内における法人後見事業の取組状況 ・県の支援策（マニュアル・研修会等）	県保健福祉部障害福祉課
講義 法人後見実務において知っておくべき“身上保護”と“財産管理”（130分）	・初めて成年後見人に選任された人（法人後見業務に従事した人）を想定し、時間の流れに沿って財産管理に係る手続き等の必要な業務や判断基準、身上保護について、県及び県社協作成の法人後見業務マニュアルを用いながら講師の実例を交えて説明。	弁護士
講義・演習 ①意思決定支援の実践 ②事例から考える意思決定支援 ～本人の心からの希望と価値観を踏まえたチーム支援のあり方とは～（180分）	① ・なぜ意思決定支援が必要なのか ・人生における意思決定支援とは ・ケースを基にした意思決定支援の考察 ・トーキングマットの紹介 ② ・意思決定支援への関心の高まっている背景 ・国連・障害者権利条約（対日審査に係る障害者権利委員会の総括所見の紹介と今後の検討課題） ・成年後見制度に係る国の動向 ・意思決定支援の難しさ、注意点、ゴール（意思決定支援と代行決定の違い） ・国内の様々な意思決定支援ガイドラインを基に事例を通じた演習	・弁護士 ・社会福祉士

担当部署：新潟県福祉保健部障害福祉課

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

大阪府

研修名称：法人後見専門職員養成研修（令和4年度）

目的：社会福祉法人が「地域における公益的な取組」として法人後見を行う事を支援

実施主体：大阪府

受講対象：大阪府法人後見人バンクへの登録を希望する社会福祉法人が適任者として推薦した者

日程：3日間（16時間）

カリキュラム	内容	講師
成年後見制度の概要(180分)	成年後見制度の必要性、趣旨、理念 成年後見人等の役割、権限と義務 法人後見の位置づけ	弁護士
権利擁護活動の現状(30分)	権利擁護と支援の基本的な考え方や内容（日常生活自立 支援事業・市民後見人）	大阪府社協
意思決定支援を踏まえた後見活動の実際(90分)	権利擁護支援としての意思決定支援の考え方と基本的な 内容	社会福祉士
就任時からの流れ(60分)	就任から修了までの事務の概要	司法書士
後見計画と財産目録の作成(120分)	後見計画、財産目録、収支予定表等の作成	司法書士
財産管理の実務(60分)	財産管理の考え方と基本的な実務に関するポイント	司法書士
身上保護の実務(120分)	身上保護の知識及び実務（演習あり）	社会福祉士
報告書の書き方(60分)	家庭裁判所への提出書類の作成（演習あり）	大阪家庭裁判所
後見実務の諸問題及び関連法律知識(120分)	成年後見人等が直面しうる法的課題、虐待防止法など、 死後事務、終了事務など	弁護士
グループワーク(120分)	事例を通して後見人の役割を考える	三士会より1名ずつ

担当部署：大阪府福祉部地域福祉課

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

宮崎県 研修名称：法人後見専門員育成研修会（令和3年度）

目的：法人後見受任に関する行政や市町村社協の役割、法人後見の実務及び法人後見専門員として法人後見支援員への指導・助言に必要な基本的知識を学ぶ。

実施主体：宮崎県、宮崎県社会福祉協議会

受講対象：市町村行政職員、市町村社協職員、中核機関職員、法人後見実施団体職員等

日程：2回に分けて開催

プログラム①

カリキュラム	内容	講師等
基調説明（50分）	宮崎県における法人後見の取組等	県長寿介護課医療・介護連携推進室
講義・演習（170分）	法人後見事業に必要な基礎知識	リーガルサポート県支部
講義（60分）	法人後見事業における死後事務	リーガルサポート県支部

プログラム②

カリキュラム	内容	講師等
実践報告（80分）	地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備	甲府市社会福祉協議会
講義・演習（210分）	後見活動における権利擁護と身上保護の実務	社会福祉士

研修名称：令和3年度 法人後見支援員（市民後見人）フォローアップ研修会

目的：法人後見支援員（市民後見人）への支援のための専門知識等の習得、地域連携ネットワークの構築を見据えた関係機関との連携のあり方や調整力の向上を図る。

実施主体：宮崎県及び宮崎県社協

受講対象：法人後見支援員（市民後見人）養成研修修了者

日程：2回に分けて開催

プログラム①

カリキュラム	内容	講師等
講義（50分）	宮崎県における成年後見制度の現状	県長寿介護課医療・介護連携推進室
講義（50分）	後見人としての手続き上の留意点	宮崎家庭裁判所
報告（60分）	市民後見人活動状況	市民後見人（2名）
講義（120分）	成年後見人の倫理と支援	社会福祉士

プログラム②（※新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止）

カリキュラム	内容	講師等
事例検討（420分）	事例を通じて成年後見人の業務内容を学ぶ	県内大学教授

担当部署：宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室

法人を選任する際の考慮要素

令和3年9月9日 成年後見制度利用促進専門家会議
第2回福祉・行政と司法の連携強化WG 最高裁判所提出資料
(本資料に係る説明は上記会議の議事録を参照)

別添5

民法843条4項

※保佐人・補助人について準用

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

法人の事業の種類及び内容



検討の視点（例）

- ✓ 法人として適正に成立，構成されているか
- ✓ 法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか

⇒営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意



確認資料（例）

- 法人登記の履歴事項全部証明書
- 定款
- 設立趣意書
- 事業計画書

法人の財務基盤



検討の視点（例）

- ✓ 財政状況（資産や収支）が安定しているか
- ✓ 本人に与えた損害を賠償する能力があるか
- ✓ 法人の財務が適正に管理されているか

⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認



確認資料（例）

- 決算報告書，貸借対照表，収支予算書
- 賠償責任保険の証書
- 組織規程，組織図，役員等名簿

法人を選任する際の考慮要素

後見等事務を遂行する能力



検討の視点（例）

- ✓ 事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか
⇒経歴，研修歴，専門職団体への加入の有無，後見事務に関する活動実績等を確認
- ✓ 事務担当者に対する指導監督態勢は適切か
⇒担当者から法人への定期報告の有無，理事会や専門委員会による監督や監査の有無，法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認
- ✓ 担当者に対する研修制度は整備されているか
- ✓ 財産管理の方法は適切か
- ✓ 不正発覚時の態勢が適切であるか
- ✓ 個人情報保護の対策がとられているか



確認資料（例）

- 役員等名簿
- 組織規程，組織図
- 後見業務の実施に関する規定や要領
- 法人内部の指導監督態勢の規定や要領
- 養成及び研修制度の内容が分かる書類
- 不正発覚時の対応規定
- 個人情報の取扱に関する規定や要領

本人との利害関係



検討の視点（例）

- ✓ 本人との間に具体的な利害関係を有するか
⇒本人に有償のサービスを提供しているなど
- ✓ 将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか
- ✓ 実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか



確認資料（例）

- 候補者事情説明書（裁判所の書式）
- 本人との利害関係の有無を示す資料

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

調査の内容

法人後見の選任の実情について把握するため、法人後見の選任実績の比較的多い家裁を対象に、実際に選任されている法人の実情や考慮要素に関する考え方等についてヒアリングを行った。

(※必ずしも全国的な傾向を示すものではないことに留意)

法人の財務基盤について

問題意識

- 財務基盤が脆弱であると法人の存続自体を危ぶませることになりかねず、長期間にわたり後見事務を行うという法人後見の大きなメリットを損なうおそれが生じる。また、多数の案件を受任している法人が財政破綻したときの影響は非常に大きい。
- 一方、後見事業は利益を追求する性質のものではない上、設立当初から安定性の客観的裏付けを求めることが困難な場合もあり得ることから、この段階で財政基盤の安定性を厳格に求めると、新規法人が成年後見人等を受任することは難しくなる。

選任の実情

- 財政状況の安定性について一定の基準を設けているわけではなく、最低限、明らかに財政状況が悪化しているなど経営破綻の兆候がないか、本人に損害を与えた際の賠償能力が確保されているかどうか、収支予測について合理的な説明があるかどうかを確認した上で、後見監督において定期的に疎明資料を提出させて財政状況を確認している例が複数あった。
- 法人の設立後間もなく、裁判所に財務状況に関する資料が提出できない場合でも、保険への加入や専門職への相談体制等を踏まえて、選任を認めている例があった。

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

後見等事務を遂行する能力について

問題意識

- 適正な後見業務を行うためには、人的態勢が整っていることが重要である。
- 個人受任の場合は、当該個人の資質について確認すれば足りるが、**法人受任の場合は法人の代表者が実際の後見事務担当者とは限らないため、組織的に後見事務を適正に遂行する能力が備わっているか、実質的に審査する必要がある。**

選任の実情

- 法人の人的構成、後見事務担当者の質、事務担当者に対する指導監督体制を確認する例が多かった。
- 選任されている法人の多くは、既に後見事務の経験のある社会福祉士、弁護士、司法書士が役員となっており、構成員の後見事務についての経験や専門職の関与に着目している例が多かった。
- 後見事務担当者又は補助者が専門職でない場合でも、専門職による内部的な指導・監督体制があるかどうか、外部のアドバイザーとして専門職が関わっているか、第三者機関による監督・チェックの仕組みがあるかなどの事情を勘案し、選任を認めた例もあった。

● 主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

本人との利害関係について

問題意識

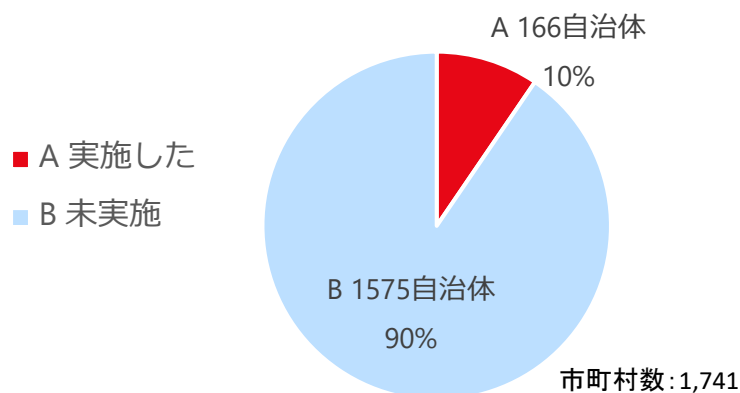
- 一般的に、本人に有償のサービスを提供している法人が本人の後見人等となり、利益相反関係に立ち、代理権を有することになると、対価としてふさわしくない出捐を本人にさせて利益を得たり、サービスの終了や変更ができなくなったりするなどの不正行為のリスクが否定できない。
- 特に本人が入所する施設を経営する法人が後見人等となると、被後見人等の居所の選択に係る自由も制限されることになりかねないなどの指摘もある。

選任の実情

- 法人又は法人の代表、理事長及び担当者等と本人との間に利害関係がないかどうかを確認している。
- 具体的な利害関係がある場合、問題を解消するための方策（監督人の関与の在り方等）や、利害関係がどの程度であれば選任に支障がないといえるか等の整理が難しいとして、慎重に考える家裁が多かった。
- 特に本人が入所する施設を経営する法人については、基本的には選任を避けるとの考えを示す家裁が多かった（ただし、ここ数年、本人が入所する施設を経営する法人を候補者として申立てがあった事案は見当たらないとする家裁もあった。）。
- 本人が入所する施設の関連法人が候補者となった事案について、法人の役員や職員が重複していないか、財政基盤が分かれているかなど、実質的な利益相反の可能性を検討した上で、選任した例があった。
- 本人が入所する施設を経営する法人、本人に福祉サービスを提供する法人を巡っては、その選任の適否をどのように考えるべきか、どのような監督体制があれば利益相反を防止するために十分といえるのか等について、検討を深める必要がある。

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

法人後見支援事業の実施状況
(市町村)



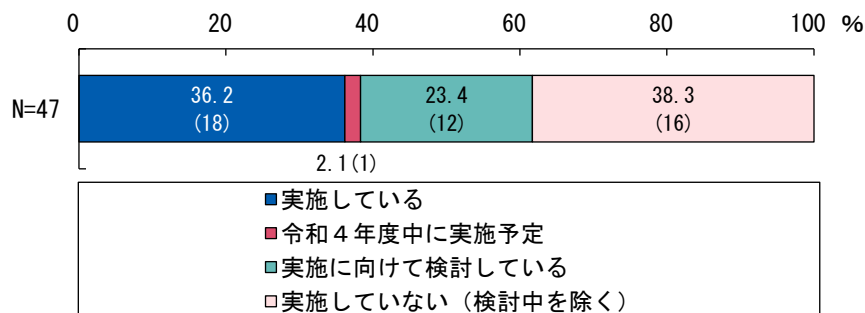
市町村が把握している
後見を実施している法人数の内訳

■ 法人後見を実施している法人数合計
1,028法人→1,136 法人

うち

- ・ 市町村社協及び社協以外の社会福祉法人 712 法人
- ・ NPO法人 215 法人
- ・ その他 209 法人

都道府県における法人後見の担い手
養成研修の実施状況



担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

1. 事業名

成年後見制度法人後見支援事業・法人後見養成研修事業

2. 事業実施主体

(1)都道府県(新規)・市町村、(2)～(4)市町村

3. 事業概要

(1)法人後見実施のための研修

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施

(2)法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3)法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4)その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

4. 令和5年度当初予算

地域生活支援事業費等補助金 507億円の内数(令和4年度予算:506億円)